

D-TaC 大阪市教委への質問(2024.6) 参考資料

【参考資料】2024.3.1 週刊金曜日記事の本庄一帆・総括指導主事のコメント

筆者は市教委に「学習指導要領は『大綱的基準』で、『君が代』の歴史の説明はないから教員の裁量で歴史を教えてもいいのでは」と質問。対応した本庄一帆・総括指導主事は、「学習指導要領にないことを教える必要はありません」と答えた。

「それでは松田さんの言うように『調教』では？」と重ねて聞くと、「あくまで学習指導要領に即してとしか言えません」とのことだった。

【参考資料】2022.8.30 文科省竹野健太初等中等教育局教育課程課企画調査係長の回答

【質問】別紙

【回答】竹野健太 初等中等教育局 教育課程課 企画調査係長

2番の方、説明させていただきます。まずご指摘いただいている指導資料の観点ですが、文科省として作成している「日の丸・君が代」の由来とか意味等についての指導資料というものについては承知しておりません。これは学習指導要領では、社会科や音楽とかにおいて、国旗国歌についての指導を行うとともに、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえて、国旗を掲揚し国歌を斉唱するということを指導することと、記載しておりまして、これに基づいて、各学校において適切にご指導いただいているところが現状でございます。一方、学習指導要領とは、皆様もご承知かもしれませんが、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために、法規としての性格を有するものとして、教育の内容などについて必要かつ合理的な事項を大綱的に示したものと位置づけられておりまして、従って各学校における指導の具体化等につきましては、学校や教員の裁量に基づいて多様な創意工夫をいただくことがこれまでの前提となっております。本件についても、まずは学習指導要領に基づきまして、各学校において適切にご指導いただきたいというふうに思っているところでございます。続きまして、(2)、学習指導要領に明記すべきではないかという点でございますけど、こちら重なり恐縮ではございますが、あくまで学習指導要領というものは全国的な一定の教育水準確保、実質的な教育の機会均等保障、という観点から、教育の内容について、必要かつ合理的な事項を大綱的に示したもの、というふうに位置づけられておりますので、この件以外も含めて、一般にご指摘のような事柄までも、学習指導要領に細かく明記するということは、その学習指導要領の本来の趣旨に馴染まないというところがございまして、やはり各学校等におきまして、多様に創意工夫していただきつつ、適切にご指導いただくことがまずは必要だというふうに考えております。最後、(3)、いただいた付属資料拝見させていただきました。細かくありがとうございます。私も大変勉強させていただきました。ただ文科省のスタンスとしまして、まず学習指導要領の解説というものがございまして、例えば、小学校の社会編では、「わが国の国旗と国歌は、それぞれの歴史を背景に、永年の慣行により、日章旗が国旗であり、君が代が国歌であることが、広く国民の認識として定着していることを踏まえて、法律によって定められていること」ということを理解してもらうためという記載があったり、とか、或いは小学校の音楽編では、「国歌の指導にあたっては、国歌『君が代』は、日本国憲法の下において日本国民の総意に基づく天皇、日本国及び日本国民統合の象徴とするわが国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解させる必要がある」といった記載がございまして、なので、この『解説』というものは、法的拘束力はないんですけど、こうい

ったものも大いに参考にさせていただいて、まずは学校や教員の方々の裁量に基づいて多様な創意工夫をしていただきながら指導していただきたいというふうに考えているところでございます。2.については、ひとまず回答は以上でございます。

【会場からの質問】

○一つ目は、指導資料は作っていない、そして国旗国歌の意義について説明するようにせい、ということだったのですが、この件について、要請書の方にも書いているのですが、1999年8月の内閣総理大臣の談話では、「国旗国歌法の制定を契機として、日章旗の歴史や君が代の歌詞などについて、より理解を深めていただきたい」と言っているんですが、でも、今のお話しでは、結局、日の丸や君が代は各学校でということで、それは教えなくても良いと答えられた、ということで良いですか。要するに、大阪市で交渉するとそう言うわけです。別にそれは教えなくても良いと。それ1点です。

2点目は、音楽等で、「君が代」の現在の意味について、現在の意味は「わが国の繁栄と平和を祈念した歌である」ということを、説明するように、ということだったのですが、これは日本語としてそういう説明は出来ないので、戦前「天皇陛下のお治めになる御代」これが「君が代」だったと。しかし、憲法変わって、天皇の地位が変わったから、日本語としてはすぐには理解できなくても、こういうふうに理解するのだという政府解釈を言う以外に説明できない、戦前「天皇陛下のお治めになる御代」、「君が代」は元々そうだったと、教えることが不可欠、一体だと思っんです。そこについての見解をお願いします。以上です。

【会場からの質問に対する回答】

【回答】 竹野健太 初等中等教育局 教育課程課 企画調査係長

続きまして、それでは色々いただいたご質問について可能な限りお答えしていきたいと思っいます。

まず、「日の丸・君が代」特に「君が代」について、指導資料のところ教えなくていいのか、ということですが、決して学習指導要領に記載していることまでも教えなくても良いとは我々も考えておりませんが、ただその上で、確かに仰るとおり、意味とか歴史とかというものを、付加価値的に教えていくことは非常に重要だと思っいます。

ただ、そこまでも学習指導要領には書いてなくて、ただ、一方で、じゃ学校現場で教えなくてもいいのか、というわけではなくて、そこは正に教員の方々の裁量であったり、特に国旗国歌の意義について指導が重要だというふうにお考えいただいている先生方もたくさんいらっしゃると思っいます。

そういった方々が教育課程の中で、当然に学習指導要領に書いてあることを押さえつつ、多角的にそういったことを教えると言うことは、全然ありなんだというふうにとっっております。

また、「君が代」の解釈についても、色々歴史とか学説とかあると思っんですけれど、例えば、学習指導要領にはないものの、教科書とかそういったものには、実は「君が代」についての歴史であったりとか、「日の丸」についても同様に歴史とか昔どういふふうな経緯でこうなったかということが書いてあるものもございしますので、そういったものを踏まえながら、実態把握はしないですけど、学校の先生によっては、現場で教えているというはあるんだろうなと思っしますので、そういった教員の方々の裁量等に基づきながら適切にご指導いただくことが重要なんだろうな、とっ考えております。